

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	五〇七
○告示	
○行政不服審査法により公示送達する件	五〇七
○土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件	五〇七
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	五〇八
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件	五〇八
○道路の区域を変更する件五件	五〇八
○道路の供用を開始する件	五〇九
○随意契約の相手方を決定した件	五〇九
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五〇九
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五〇九
○落札者を決定した件二件	五〇九
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	五〇九
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	五〇九

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第六十一号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のよう

に改正する。

第三条第三項第九号中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。
第六条第一号ウ中「ウ」を「エ」に改め、同条第二号に次のように加える。

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）別表に掲げる特殊の疾病による障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度の者

附 則

この規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。ただし、第三条第三項第九号の改正規定は、公布の日から施行する。
（建築住宅課）

告 示

福島県告示第六百四十七号

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十二条第二項ただし書及び第三項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。
平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 送達を受けるべき者の氏名
審査請求人 渡邊 友彦

二 公示事項

平成二十五年三月十一日付けで一に掲げる審査請求人が提起した福島県いわき地方振興局長の平成十九年七月三十一日付けの平成十九年度分の自動車税賦課処分、平成二十一年一月六日付けの平成二十年度分の自動車税賦課処分及び平成二十一年五月八日付けの平成二十一年度分の自動車税賦課処分に係る不服についての審査請求に対し処分を決定した。決定書の謄本は、その送達を受けるべき者に送付することができないため、福島県総務部財務総室税務課において保管してあるので、出頭の上これを受領されたい。
（税 務 課）

福島県告示第六百四十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。
平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定する区域
耶麻郡猪苗代町大字千代田字扇田四番一、四番二、四番三、四番四、四番五、四番六、四番七、四番八、四番九、五番一〇、五番一二及び五番一三の一部
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし
- 三 当該区域は、土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第九号に該当し、当該形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるものである。

（水・大気環境課）

福島県告示第六百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年十月十一日から平成二十六年二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
郡山駅東ショッピングセンター 福島県郡山市向河原百六十三番一ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）三菱UFJ信託銀行株式会社
支配人 岡松 寿治
（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 若林 辰雄
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙書面のとおり
（変更後）別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
1 平成二十四年四月一日
2 別紙書面のとおり

- 四 届出年月日
平成二十五年九月二十七日
- 五 届出をした者
三菱UFJ信託銀行株式会社
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所において縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十月十一日から同年十一月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
COOPバリューしおかわ 福島県喜多方市塩川町東栄町三丁目三番地四
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要
意見なし。
（商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十月十一日から同年十一月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品湯本店 福島県いわき市常磐西郷町字金山四十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
（商業まちづくり課）

福島県告示第六百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松金屋線	二本松市南トロミ八八 九番三地从先から 同 市南トロミ一五 八番四地先まで	変更前 変更後	A 一〇・〇〇 二〇・〇〇 A 一〇・〇〇 三〇・〇六 B 八・五〇 一〇・〇〇	三二〇・一 三二〇・一 二九五・四

(道路計画課)

福島県告示第六百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	田村市船引町船引字源 次郎一二五番四地先か ら 同 市船引町船引字源 次郎一二五番七地先ま で	変更前 変更後	二〇・五〇 二二・六〇 一八・八〇 二〇・五〇	四四・五 四四・五 四四・五

(道路計画課)

福島県告示第六百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道玉川 田村線	石川郡玉川村大字岩法 寺字柳作七七番三六地 先から 同 郡同 村大字岩法 寺字柳作八〇番一地先 まで	変更前 変更後	一七・二〇 二四・八〇 一七・二〇 二二・〇〇	一八・五 一八・五 一八・五

(道路計画課)

福島県告示第六百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤坂 西野石川 線	石川郡石川町大字板橋 字上松ヶ平二〇七番地 先から 同 郡同 町大字板橋 字上松ヶ平二〇七番地 先まで	変更前 変更後	一九・六〇 二五・二〇 一八・四〇 二五・二〇	四五・〇 四五・〇 四五・〇

(道路計画課)

公 告

(道路計画課)

路 線 名	一般国道四五九号
供 用 開 始 の 区 間	二本松市上竹二丁目二九六番三地 先から 同 市上竹二丁目三〇番二地 先まで
供 用 開 始 の 期 日	平成二五年一〇月一一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第六百五十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十五年十月十一日

(道路計画課)

路 線 名	一般国道 二八九号
区 間	いわき市川部町大沢九 二番四地先から 同 市川部町大沢七 四番一地先まで
変 更 前 の 別	変更前 一〇・五 四五・〇
変 更 後 の 別	変更後 一六・四 六二・〇
敷 地 の 幅 員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
延 長 (メートル)	延長 (メートル)

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第六百五十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所が平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十五年十月十一日

公告第307号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月11日

福島県知事 佐藤雄平

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理 一式
- 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県ハイテクプラザ 福島県郡山市待池台一丁目12番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成25年8月27日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境安全事業株式会社 東京都港区芝一丁目7番17号
- 随意契約に係る契約金額
27,547,800円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(産業創出課)

公告第三百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

磐梯西部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 加藤 喜市郎

住所

耶麻郡磐梯町大字赤枝字宮在家一九三番地

（農村計画課）

公告第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

会津中央土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 阿部 護郎

住所

会津若松市門田町大字堤沢字上村三五六番地

同 佐藤 美代志

同 成田 弘毅

同 高橋 勝昭

同 皆川 嘉市

同 佐藤 義之

同 大竹 誠

同 石井 傳

同 柴 滋

同 渡部 義嗣

同 馬場 英喜

同 井関 征生

同 佐藤 寛

同 鶴川 守也

同 川井 功喜

同 島影 正

同 渡部 吉榮

就任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 寛

同 佐藤 美代志

同 馬場 英喜

同 井関 征生

同 高橋 勝昭

同 皆川 嘉市

同 阿部 護郎

同 荒池 實

同 成田 幸意

同 古川 秀廣

同 二瓶 正照

同 三澤 隆晴

同 白井 康友

同 小山 要一

同 島影 正

同 渡部 吉榮

同 石井 之男

住所

会津若松市大戸町宮内一〇三番地の一

同 河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三五番地

同 会津若松市門田町大字徳久字竹之元二九六番地

同 市門田町大字面川字花坂一〇六番地

同 河沼郡湯川村大字勝常字代舞一七四五番地

同 会津若松市神指町東神指二五番地

同 市門田町大字堤沢字上村三五六番地

同 市門田町大字南四合字才ノ神一二四番地

同 市門田町大字黒岩字若宮一番地

同 市神指町横沼二四八番地

同 市神指町大字高久字高久一九九番地

同 河沼郡湯川村大字熊ノ目字居花一四三〇番地

同 会津若松市門田町大字一ノ堰字村西八番地

同 市大戸町大字高川乙二〇七番地

同 市門田町大字飯寺字村西六九七番地

同 河沼郡湯川村大字三川字中台三三四番地

同 会津若松市神指町大字北四合字東川原八三番地の一

（農村計画課）

公告第310号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県道原町川俣線・八木沢トンネル工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月11日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る工事の件名及び数量
県道原町川俣線・八木沢トンネル工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
飛島建設株式会社 神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号
- 5 落札金額
4,878,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年5月31日

（土木総務課）

公告第311号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月11日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 除雪ドーザⅥ（13t級） 1台
 - (2) 除雪ドーザⅦ（13t級） 1台
 - (3) 除雪ドーザⅧ（13t級） 2台
 - (4) ロータリ除雪車Ⅰ（2.2m級） 1台
 - (5) ロータリ除雪車Ⅱ（2.2m級） 1台
 - (6) ロータリ除雪車Ⅲ（2.6m級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 ユニキャリア株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (4) 1の(4)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
 - (5) 1の(5)に掲げる物品等 株式会社K C M J 兵庫県加古川市平岡町土山509番地の1
 - (6) 1の(6)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 18,135,600円
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 17,587,500円
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 34,965,000円
 - (4) 1の(4)に掲げる物品等 29,820,000円

- (5) 1の(5)に掲げる物品等 29,799,000円
 (6) 1の(6)に掲げる物品等 30,114,000円
 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 7 特例政令第6条の公告を行った日
 平成25年7月12日

(入札用度課)

公告第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する図書

二 総括図、計画図及び計画書の写し

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画土地区画整理事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する図書

二 総括図、計画図及び計画書の写し

三 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)